唐津市七山鳴神の丘運動公園グラウンド

区分				改正後			
			アマチュアスポーツに利用		アマチュアスポーツ以外に利用		(1時間当たり)
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	(1時間当たり)	
専用利用	一般	全面	310円	620円	940円	3,770円	460円
		半面	210円	_			230円
	生徒・児童	全面	150円	310円			230円
		半面	100円	_			110円

区分		改正前 (3時間当たり)	改正後 (1時間当たり)	
個人利用	一般	100円	110円	
四人们开	生徒・児童	50円	50円	

[区分	改正前 (30分当たり)	改正後 (3 0 分当たり)	
	ソフトボールA	830円	830円	
	ソフトボールB (Aの2/3)	620円	620円	
夜間照明施設	野球 A	1,250円	1,600円	
汉间照明/旭权	野球B(Aの2/3)	1,040円	1,040円	
	全面 A	1,670円	2,300円	
	全面B (Aの2/3)	1,250円	1,600円	

【備考】

- ・一般とは、15歳以上で中学生及び高校生以外の人です。
- ・市民以外の個人、団体の使用料は、表示料金の2倍となります。
- ・物品の売買、宣伝を目的として利用する場合の使用料は、表示料金の5倍となります。
- ・入場料を徴収する場合の使用料は、表示料金の5倍となります。
- ・令和4年度までに購入した個人利用の回数券は、令和5年4月1日以降に利用する場合においても、使用料の差額を支払うことで利用できます。
- ・令和5年4月1日以降に施設を利用する場合(ただし、令和4年12月23日より前に許可を受けた場合を除く)は、改正後の使用料となります。

【担当課】

スポーツ局スポーツ振興課

【電話番号】

0955-72-9237